

## 田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月13日(水) 午前8時57分から9時28分

2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3. 出席委員

農業委員(9名)

会長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	山本	久行
	3番	福原	義明
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	一戸	健策
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

7番	白戸	陽平
----	----	----

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

## 7. 会議の概要

事務局 ただいまより5月の定例総会を開催いたします。  
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の山本久行委員と3番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の竹内、佐藤の両名を任命します。

次に、議案第15号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、田澤隆委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(8番 田澤隆委員 退席9:02)

それでは、議案に入ります。

議案第15号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第15号について、説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件、賃貸借権設定が1件です。

【議案第15号、所有権移転の整理番号8・9、賃貸借権設定の整理番号17について説明】

3ページの所有権移転の整理番号8については、枝川地区から東側約260mに位置する農地であります。

これまで、息子である譲受人が耕作してきた農地であります。今回、親から子への贈与により、所有権移転するものであります。

次に、整理番号9については、諏訪堂地区の東側に隣接する農地であります。

隣接地を耕作する譲受人の要望により、譲渡人の農地がまとまった農地では無く、耕作不便であることから、所有権移転することとなりました。

4ページの賃貸借権設定の整理番号17については、東光寺地区から北西約230m、同じく北西約530mに位置する農地であります。

これまで基盤法において賃貸借権設定していましたが、期間満了を迎えたことから、更新手続きが無い3条へ切り替えるものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第15号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第15号は議案のとおり決定することとします。

(8番 田澤隆委員 着席9:06)

次に、議案第16号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及び田舎館村農業委員会会議規則第10条により「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、白戸卓郎委員は、審議終了までの退席をお願いします。

(白戸卓郎委員 退席9:06)

それでは、議案に入ります。

議案第16号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が11件です。

【議案第16号、所有権移転の整理番号12～15、賃貸借権設定の整理番号31～41について説明】

6 ページの所有権移転の整理番号 1 2 については、役場から南西約 5 3 0 m と役場から南側約 6 0 0 m に位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であるため、近い場所を耕作する譲受人が取得するものであります。

6 ページの整理番号 1 3 と 7 ページの整理番号 1 4 については、大曲地区の西側に隣接する農地であります。

以前から譲受人が狭小農地を集積し、集約してきた場所であり、今回も集約化のため取得するものであります。

整理番号 1 5 については、土矢倉地区から南東約 2 0 0 m に位置する農地であります。

譲渡人の自宅から離れていることや、まとまった農地で無く、耕作不便であることから、隣接地を耕作する譲受人が経営規模拡大のため取得するものであります。

次に、8 ページの賃貸借権設定の整理番号 3 1 については、豊蒔地区の南東約 6 2 0 m に位置する農地であります。

これまでも基盤法において賃貸借権設定をしていた農地ではありますが、所有者が亡くなっているため、更新時期を機に相続登記を行い、改めて設定するものであります。

整理番号 3 2 については、大袋地区から北東約 6 2 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

整理番号 3 3 については、境森地区の北側約 3 2 0 m、同じく北側約 2 0 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

9 ページの整理番号 3 4 については、大袋地区の東側約 3 0 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

整理番号 3 5 については、大袋地区の南東約 3 2 0 m に位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

1 0 ページの整理番号 3 6 については、川部地区から北側約 9 8 0 m に位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、賃借人が経営規模拡大のため借りるものであります。

1 0 ページの整理番号 3 7 から 1 1 ページの整理番号 4 1 については、前田屋敷地区から西側約 1. 1 k m に位置する農地であります。

狭小農地で耕作不便であるため、賃借人が集約し耕作するものであ

ります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第16号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (5番 鈴木穰委員)  
8ページの整理番号31は、1筆で6,600㎡か。

事務局 (佐藤)  
はい、そうです。

会 長 他にありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第16号は議案のとおり決定することとします。

(白戸卓郎委員 着席9:16)

次に、議案第17号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第17号について、説明いたします。  
今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

【議案第17号、賃貸借権設定の整理番号2について説明】

13ページの賃貸借権設定の整理番号2については、枝川地区内の賃貸人の自宅に隣接する農地であります。

申請者は、株式会社 丸勝小野商事 代表取締役 小野智史さんです。

用途は、農業用倉庫であります。既に設置済みで、県構造政策課にも事前に相談している案件であります。

会 長 議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を8番の田澤隆委員からお願いします。

事前審査員（8番 田澤隆委員）

14ページの事前審査の結果を報告します。

5月1日（金）に事務局と現地審査に行ってきました。

申請人の氏名は、株式会社 丸勝小野商事 代表取締役 小野智史さん、住所・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音、その他問題ないものと見てまいりました。以上です。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明願います。

事務局 今回の申請地の農地区分は、10ha以上の集団的農地の区域内にあり、かつ、周辺に市街地化の指標となる施設がないことから、「第1種農地」と判断します。

第1種農地は、原則不許可であります。転用行為が不許可の例外に該当する場合には、許可することができるとされています。

今回の案件については、申請者が農地法第3条解除条件付きで賃貸借権設定し、農地を耕作しているものであり、その農業経営に必要な農機具格納倉庫兼米集出荷施設であることから、不許可の例外に該当するため、追認（事後承諾）の見込みがあると判断します。以上です。

会 長 議案の審議に入ります。  
議案第17号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員（9番 菊地卓朗委員）

今回の申請は、こちらからの指導か。

事務局（佐藤）

税務課の調査により農地転用の許可を受けていないことが判明し、税務課から報告がありましたので、事務局から指導いたしました。

会 長 他にありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第17号は許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付することといたします。

次に、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書と、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第5号について報告いたします。

【報告第5号、合意解約、転用届出について説明】

※一戸喜美男は法人へ移行

会長 報告ですが、質問等ありませんか

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、報告第5号を終わります。  
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。  
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年5月13日

田舎館村農業委員会

会長 福士 真規 (福士)

議事録署名者

委員 山本 久行 (山本)

委員 福原 義明 (福原)